

### 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況（令和6年3月31日現在）

自己査定結果について、信用金庫法並びに金融再生法に基づく基準で開示しております。

信用金庫法並びに金融再生法による開示では、貸出金以外の債権（債務保証・仮払金・未収利息等）も対象とされています。

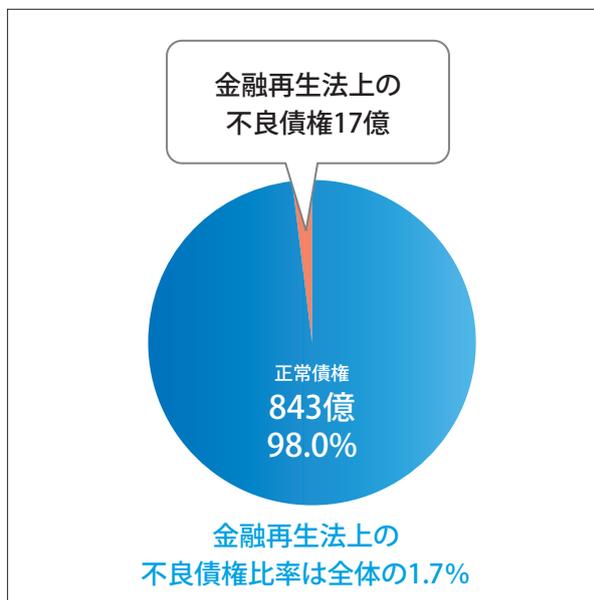
区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込 額 ( c )	
破産更生債権及びこれらに 準 ず る 債 権	令和5年3月期	355	355	197	
	令和6年3月期	471	471	257	
危 険 債 権	令和5年3月期	963	892	585	
	令和6年3月期	1,223	1,111	629	
要 管 理 債 権	令和5年3月期	297	193	78	
	令和6年3月期	49	46	27	
	三月以上延滞債権	令和5年3月期	0	0	0
		令和6年3月期	0	0	0
	貸出条件緩和債権	令和5年3月期	297	193	78
		令和6年3月期	49	46	27
小 計 ( A )	令和5年3月期	1,615	1,441	861	
	令和6年3月期	1,744	1,628	914	
正 常 債 権 ( B )	令和5年3月期	83,031			
	令和6年3月期	84,360			
総与信残高(A)+(B)	令和5年3月期	84,646			
	令和6年3月期	86,104			

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続等の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれら
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを上延滞債権に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びは貸借契約によるものに限る。）です。

(単位:百万円)

貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
157	100.00%	100.00%
214	100.00%	100.00%
306	92.65%	81.26%
481	90.81%	81.07%
115	65.22%	52.67%
18	92.89%	84.21%
0	0.00%	0.00%
0	0.00%	0.00%
115	65.22%	52.67%
18	92.89%	84.21%
579	89.22%	76.90%
714	93.35%	86.04%

に準ずる債権です。  
 の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。  
 当しない貸出金です。  
 行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以  
 です。  
 部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私  
 に注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又



前年対比表

